

様式 4 附属機関等概要

附属機関等名 (庶務担当課)	埼玉県いじめ問題調査審議会 (生徒指導課)	
設置年月日	平成26年3月27日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
委員定数・任期	5人以内・2年	
職務内容	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の定めるところにより、県立学校における重大事態(当該県立学校による調査が困難であるものに限る。)その他地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
平成30年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>○第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月11日</li> <li>・さいたま市民会館うらわ</li> <li>・議題 いじめ重大事態に係る調査について</li> </ul> <p>○第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年6月7日</li> <li>・さいたま市民会館うらわ</li> <li>・議題 いじめ重大事態に係る調査について</li> </ul> <p>○第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年3月22日</li> <li>・さいたま市民会館うらわ</li> <li>・議題 いじめ重大事態に係る調査について</li> </ul>	